

貸 金 庫 規 定

変更後	変更前
1. (貸金庫取引に係る契約の成立) 当金庫は、お客様から貸金庫取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。	(新設)
2. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。	(新設)

全 自 動 貸 金 庫 規 定

変更後	変更前
1. (貸金庫取引に係る契約の成立) 当金庫は、お客様から全自動貸金庫取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。	(新設)
2. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。	(新設)

夜 間 金 庫 規 定

変更後	変更前
1. (貸金庫取引に係る契約の成立) 当金庫は、お客様から夜間金庫取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。	(新設)
2. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。	(新設)